最高人民法院と CNIPA、知的財産権の共同保護の強化に関する意見を発表

2023 年 2 月 27 日
JETRO 香港事務所

2023 年 2 月 24 日、最高人民法院と国家知識産権局（CNIPA）が連名で「**知的財産権の共同保護の強化に関する意見**」（关于强化知识产权协同保护的意见[1]）を発表した（意見は 2 月 20 日付け）。

本意見は、「**知的財産権強国建設綱要**」[2]（2021 年 9 月 中共中央・国務院）、「**“十四五”知的財産権保護運用計画**」[3]（2021 年 10 月 国務院）及び「**知的財産権の保護強化に関する意見**」[4]（2019 年 11 月 中共中央・国務院）等を実施するため、知財権保護における司法部門と知財権管理部門との間の協力を深め、知財権の「厳格な保護、大きな保護、速い保護、同じ保護」（“严保护、大保护、快保护、同保护”）の業務構造の確立を共同で推進していくことを目的としたものである。

本意見の概要は以下のとおり（番号は原文のまま）。

二、定期的な連絡メカニズムの確立

（一）連絡機関を明確にする。（最高人民法院民事裁判第三部・知財権法廷・CNIPA 知財権保護司が日常的な連絡機関として活動、連絡担当者をそれぞれ決定等）

（二）協議メカニズムを構築する。（最高人民法院と CNIPA との間で知財権保護に関する調整・協議メカニズムを構築、定期的に会議を開催等）

（三）情報の共有化を強化する。（知財権民事一審案件の服判息訴率[5]・知財権行政案件一二審の維持率・著名商標の認定記録などの指標・統計情報の共有強化等）

三、運用上の連携強化

---

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/2/24/art_75_182287.html
2 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/2021-09/22/content_5638714.htm
3 ［原文］http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/28/content_5647274.htm
4 ［原文］http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/24/content_5455070.htm
5 判決に従い更なる訴えをしないことを意味し、第一審案件に対して上訴しない割合を指標化したものと考えられる。

（四）共同保護に関連する法的政策の改善を促進する。（知財権侵害紛争の行政裁決の仕組み改善、侵害訴訟における専利権評価報告の活用の仕組み改善等）

（五）行政・司法基準の統一を推進する。（専利・商標の授権・確認基準や司法・行政執行の証拠基準に対するフィードバック・コミュニケーションの仕組み構築等）

（六）共同保護を促進するための指導を行う。（知財権管理部門と人民法院との連携・協力の強化、重大な専利権侵害紛争に関する行政訴訟案件の迅速処理の促進、悪質な商標登録・非正常専利出願・悪質な訴訟の摘発・審査・規制を共同で強化等）

（七）専門的・技術的支援を強化する。（既存の専門家および技術調査の人材プールの改善・十分な活用、知財権鑑定機関の専門化・規範化を共同推進等）

（八）重点事業の研究討論を強化する。（重点分野及び重点産業における知財権の行政・司法保護に関する主要な難題及び先端的な問題について共同研究を実施等）

（九）地域を越えた連携・共創を推進する。（長江デルタや粤港澳大湾区等の重点地域における人民法院と知財権管理部門の協力メカニズムの確立・改善を共同推進等）

（十）グローバルな知的財産権ガバナンスへの参加を深化させる。（知財権保護分野における国際的な発展動向と問題を共同でフォローアップ・研究、知財権保護に関する国際的なルール・基準の改善推進等）

四、業務保障（工作保障）の強化

（十一）人材の交流と育成を強化する。（各級人民法院と知財権管理部門との間で高い専門的能力等を有する幹部を派遣して交流学習、研修教材の共同開発等）

（十二）評価指導（评估指导）を強化する。（最高人民法院と CNIPA による定期的な保護活動の有効性の評価・監視、典型的な経験・実践をまとめて普及等）

（十三）宣伝指導（宣传引导）を強化する。（広報強化、知財権の行政上及び司法上の包括的な保護の効果を宣伝等）

なお、昨年（2022 年）４月には、最高人民検察院と CNIPA との連名で「**知的財産権の共同保護の強化に関する意見**」（关于强化知识产权协同保护的意见[6]）が発表されている。（以上）

6 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_75_175160.html